

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにが

平成26年1月17日
全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁審議官
上羅 豪

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。日ごろは、国税庁の酒税行政はもとより、税務行政全般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、2020年の東京オリンピック誘致の決定や「和食」のユネスコ無形文化遺産登録など、日本文化の海外への発信・展開に向けて追い風が吹いた年でした。このような中、日本酒に代表されるように、我が国の伝統文化の一つである日本産酒類につきましても、クールジャパン推進の一環として、関係府省が連携して、まさにオールジャパンで、より一層の輸出促進に取り組んでいるところです。

また、東日本大震災の発災から間もなく3年になりますが、国税庁としましては、酒類の安全性確保のため、独立行政法人酒類総合研究所と連携して放射性物質に関する調査を実施するなど、引き続き、復興支援に積極的に取り組んでまいり所存です。

以下、この場をお借りいたしまして、今後の酒税行政・税務行政について、所感を申し述べたいと思います。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などに伴い、大きく変化しています。

国税庁は、酒類業の健全な発達の確保を図ることを任務としており、その任務を達成するため、このような酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、「酒類の表示の適正化への対応」、「日本産酒類の輸出環境整備」、「酒類の公正な取引環境の整備」、「消費税転嫁対策」、「酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応」、「酒類の販売管理に対する社会的要請への対応」、「中小酒類業者の経営改善等に対する支援」、などの取組を行っております。

まず、「酒類の表示の適正化への対応」については、酒類業者に対して、法令等に基づいた適切な表示を行うよう周知・指導を行っているほか、市中から酒類を買い上げ、独立行政法人酒類総合研究所の有する分析手法を活用しつつ、酒類の表示事項確認調査等を行っています。

政府は、一連の食品表示の不正事案の重大性に鑑み、昨年11月、食品表示等問題関係

府省庁等会議を開催し、取組みを強化していくこととしました。清酒に関しても、大変遺憾ながら重大な表示違反事例が発生しています。このような事態が続いた場合には、これまで築いてきた酒類に対する消費者の信頼を失うことになります。酒類の表示の重要性を改めて認識した上で、法令に基づいた適正な表示を徹底していただきますようお願いいたします。

次に、「日本産酒類の輸出環境整備」についてです。

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、国際展開戦略としてのクールジャパンの推進の観点から、日本食、食文化の海外展開と並んで、「日本産酒類の輸出促進」への取組みを強化することとされました。

国税庁では、輸出上の障害を除去するため、例えば福島第一原子力発電所事故後に各国で導入された輸入規制について、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果などを活用し、関係府省と連携しながらその解除に向けた働きかけを行うとともに、経済連携協定等の国際交渉を通じて日本産酒類の輸出環境整備に努めております。

また、日本産酒類の需要を喚起するため、ダボス会議などの国際会議等の場を活用した日本産酒類のPRや酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信を行っているほか、輸出に取り組む事業者を支援するため、輸出セミナーの開催やJETROと共同で輸出ハンドブックの作成などを行っております。

さらに、今後は海外への啓もう活動を効果的に進めるため、日本産酒類の伝道師育成にも支援を行うこととし、海外の酒類教育機関に対して独立行政法人酒類総合研究所の有する酒類の品質評価や安全性の取組等の情報を提供するなど積極的に協力してまいりたいと考えております。

「酒類の公正な取引環境の整備」については、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、国税庁が定めている指針の周知・啓発に努めています。

この指針に則り、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しています。調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定が行われるよう、改善指導を行うとともに、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合は、公正取引委員会にその事実を報告するなど、公正取引委員会とも連携し、適切に対処しています。

また、調査において改善を指導した酒類業者に対しては、フォローアップ調査を実施して取引の改善を促すとともに、依然として指針に則していない取引が認められた場合には、改めて改善指導を行っています。

国税庁としましては、引き続き、効果的な調査の実施に努めるなど、酒類の公正な取引環境の整備を図ってまいりますので、酒類業者の皆様方におかれましても、指針に則した公正な取引の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「消費税転嫁対策」については、消費税率の引上げに当たり、消費税転嫁対策特別措置法が昨年10月1日から施行されておりますが、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう各国税局に指導・検査体制を整備し、酒類業者に対して、同法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていると思われる場合は、報告徴収や立入検査を実施することとしています。

国税庁としましては、これらの取組を通じて、酒類業者に係る消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めてまいります。

「酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応」については、消費者に安全で良質

な酒類が提供できるよう、販売されている酒類の安全性、品質等を調査し、その結果を消費者に対して国税庁ホームページで公表しているほか、酒類業者に対して安全性等に関する製造工程の指導等を行っています。

「酒類の販売管理に対する社会的要請への対応」については、未成年者の飲酒防止などの社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理研修を積極的に受講されるよう、酒類業者に対して引き続き周知・啓発を行うとともに、これらの義務を遵守しない者には改善指導を行うなど、その徹底を図っております。

国税庁では、酒類業界、関係府省などと連携・協調しつつ、社会的要請への対応を行っているところですが、皆様方におかれましても、未成年者飲酒及び飲酒運転等を防止するための適正な販売管理体制の構築に、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「中小酒類業者の経営改善等に対する支援」については、中小事業者が多くを占める酒類業者が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

具体的には、業界動向を客観的に把握・分析し、その結果や酒類業者による経営革新等の取組事例を国税庁ホームページで情報提供しているほか、経営指導の専門家等を講師とした中小事業者に対する研修会を開催しております。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的な取組に対する支援に努めたいと考えています。

なお、酒類に係る免許の審査に当たっては、引き続き、法令及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格に行うとともに、審査の透明性、公平性及び統一性の確保に一層努めてまいります。

特に、一昨年9月に要件緩和等を行った酒類卸売業免許については、引き続き各地の卸売業者の経営や市場に与える影響等を注視しつつ、卸売業免許制度の円滑な運営に配慮してまいります。

これらの様々な国税庁の取組のうち、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質確保の支援等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

このほか、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」について述べさせていただきます。

e-Taxについては、納税者の利便性向上や行政運営の効率化に資することから、その普及及び定着を国税庁における最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んでいるところです。

昨年は、納税者の皆様のご意見・ご要望も踏まえ、e-Taxの受付時間の延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で受け取る場合の電子署名等の省略など、更なる利便性向上に取り組んだほか、e-Tax還付申告の処理期間に係るインセンティブ措置の見直しを行いました。

本年も、引き続き、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組を積極的に進めることとしておりますが、私どもとしては、e-Taxは、皆様の事務の省力化やペーパーレス化にもつながるものと考えており、酒税の申告はもとより、法人税や所得税、消費税などの申告や法定調書等の提出についても、是非、e-Taxを積極的に活用していただきますようお願いいたします。

結びに、新しい年、平成26年が皆様方にとって、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心からお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。